

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和4年3月23日(水) 午後5時から午後7時まで
開催場所	市役所第二庁舎801会議室
出席者	【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、 小幡 美穂委員、幡野 博基委員 〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員 【事務局】 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和3年度 第1回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

次第1 開会

(会長)

それでは令和3年度の第1回の差別解消委員会を開きたいと思います。令和3年8月の第3回以来ということで、あらためてこんばんは。

まず事務局の方から欠席等の連絡があればお願いいたします。

(事務局)

本日、小幡委員から15分ほど遅れるという連絡が入っております。またWebでの参加は田中委員となります。

(会長)

では、会議の成立ということでよろしいですね。

まず、配付資料の確認をお願いします。

(事務局)

<配布資料の確認>

本日、机上に配布しております資料は、

資料1 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説(案)

資料2 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例施行規則(案)

資料3 差別解消の相談の流れ(フロー図)

資料4 市に寄せられた特定相談について

資料5-1 主な相談事例・報道事例(東京都資料の概要版※)

資料5-2 主な相談事例・報道事例(東京都資料※)

資料5-3 主な相談事例・報道事例(東京都資料※)

資料6 障害者差別解消に関する相談事例集の発行について(東京都資料※)

障害者差別解消に関する相談事例集(当日配布冊子)

資料は以上です。

不足しているものがございましたら、ご連絡ください。

(会長)

いかがでしょうか。資料についてはよろしいですか。

議題の1、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の逐条解説（案）ということなので、天野課長からでよろしいですか。

次第2 議題

(1) 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の逐条解説について

(事務局)

逐条解説案は1週間ぐらい前には配布して、ご覧いただいてから今日の場に臨んでいただきたかったのですが、ギリギリの配布になってしまって申し訳ありませんでした。

内容はパブリックコメントの説明会と障害者週間スペシャルイベントで使っていた資料、そのときの内容をほぼ使っています。ただ、そのときには改正の説明ということだったので、今回の改正ではここをこういうふうにしましたみたいな言い回しだったのを、この条例はこういう規定ですというような逐条に合わせた形の言い回しに直した程度です。それと細かいところで本来、号と言うべきところが項になっていたりとか、その辺が配布した後に内部で確認して見つかったところがありますので、そちらは一任させていただきたいと思います。

あと大きく変えているところは、付則のところの書き方が、改正後の付則のところの一部を改正する条例という文言の説明を入れたかたちで、改正後の施行ですというようなかたちにここはちょっと改めさせていただきます。

その他については、黄色に着色した部分を確認していただいておりますので、年度中に3月いっぱいにご意見をお寄せいただければと思います。今日は時間のある限り見ていただくということで、その後の修正については、会長と相談させていただいて、一任というかたちを取らせていただきたいと思います。以上です。

(会長)

1個1個の検討というよりも、あの黄色の網かけの部分の解説というよりも、何ていうかな、ここが変わりました、ここを足しましたっていうのをしていたきながら、関連資料は別にして、そこだけ説明いただいたうえで、少し時間を取るといっていきたくはありますがよろしいですか。

例えば、5ページのところで黄色が出てきますけれども、定義のところの(1)で「障害者手帳等の有無に関わらず」とか、「高次脳機能」とか「周期的に」が

入ったということに対応して、その後の黄色のところがあるので、ここが足されたというか、ちょっと確認いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

ではちょっと時間の関係もありますので、もし説明が長いようだったら止めていただいて。はい、まず5ページの第2条定義の第1号「障害者」になります。

こちらは「障害者手帳等の有無に関わらず」ということを解釈上入っていたものを明記しました。

それと「高次脳機能障害」を明記しているのと、「又は周期的に」というのを追加しております。そこの説明のところ、元々の逐条解説にも手帳等の有無についてということで、手帳の有無に関係なく対象だよということが入っていましたので、その文章を生かしながら、若干追加したものとしては、難治性疾患等も対象ということから、特定の医療を受けていることを証する医療受給者証や医療券も含むというところを、もともとの逐条に足しています。

それと、3番目の「高次脳機能障害」とは、こちらは今回追加したものになるので、丸々追加したかたちですが、こちらは説明会のときの資料で使ったものを、ほぼそのまま入れたかたちになります。

次の5番の「継続的」と、「断続的」又は「周期的」とは、の部分で、こちらも元々の逐条の方で断続的というのが入っていたので、「継続的」と「断続的」とはというところを若干修正して「周期的」も足したようなかたちになります。

「周期的」の説明のところ、一定期間を置いて症状が繰り返される状態。これも含むというところを足したかたちになります。

7ページ、こちら第3号の「不当な差別的取扱い」、こちらは新しく定義したものになりますので、解説のところは丸々足したかたちになります。

ここは合わせて、「関連差別」と「間接差別」のところ、ここも条例改正のワーキングの時に、話題になったところかなと思いますので、ここの説明を加えております。

10ページ、第5号、こちらは第3号に「不当な差別的取扱い」を入れたことに伴って変えた部分で、「差別的」という言葉を足されているのを条例本文の方と下の解説の方に足した程度の修正です。

14ページの中ほどのところで、「詳細は内閣府の基本方針で示されている「正当な理由の判断の視点」を参照してください。」というのがありますが、これは元々の逐条解説の差別の禁止だと思いますが、そこに書いてあった文言をこちらに移行しております。

もともとの逐条解説で「差別」の定義のところ、「不当な」取り扱いについてという説明をしていましたが、今回「不当な差別的取扱い」というのを、別立てしておりますので、その解説を抜き取ってこちらに移したかたちになります。

14ページの「合理的な配慮」、条文の改正自体はこの黄色に着色した通りのところを追加したというところになります。

今回は事業者による合理的な配慮を義務化したということで、主語を「市及び事業者」に改めております。

15ページ、ここで事業者による合理的な配慮の提供を義務化したことの説明というところで、もともと都条例では義務付けられていたということと、差別解消法の方が施行はまだこれからですが、今度改正された差別解消法で義務化されることに伴って、義務化したという説明を加えております。

それと、今回合理的な配慮の提供にあたって、「当該障害者の性別、年齢、障害の状況等に応じて」配慮すべきというところを加えましたので、そこを明記しましたという説明を加えております。

こちら皆さんに資料をお配りしてから気づいたところですが、黄色の部分の一番下の行、「当該障害者の性別、年齢及び…」となっておりますが、これ文書審査で及びが「、」に直されておりました、条例本文の方は「、」に直っていますが、逐条の方が「及び」になってしまっているので、ここは後ほど修正いたします。

18ページ、新しく追加した三つのうちの一目の「医療又はリハビリテーションを提供するとき。」こちらは説明会資料で作った内容をそのまま足したかたちです。

次の11号の「選挙等を行うとき。」こちらも同じく説明会のときの内容をそのまま足したものになりますので、詳細は省略をさせていただきます。

次の12号の「労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。」こちらも同様に説明会のときの資料に使っていた説明をそのまま書いたかたちになります。

第2項につきましては、もともと「市民及び事業者」だったところを、市民のみ努力義務のかたちで残しているというかたちになります。

第3項は、新しく作ったところで、「市民及び事業者が、合理的な配慮の提供を容易に行うことができるよう、市が必要な支援を行うことを定めた規定」ということで追加をしております。

こちら実際には補助事業を想定してはいますが、逐条解説の中ではそこまで具体的なことは書けませんので、一応、情報・機会の提供というところと、経済的負担の軽減というところで、補助金のところは言い換えております。

20ページ、情報伝達のところです。第1項の方はコミュニケーション手段、具体例の追加として、「筆談」、「点字」、「拡大文字」、「平易な表現」というのを

入れております。こちらは今回、「平易な表現」という言葉を使っていますが、一部パブリックコメントの後に寄せられた意見で、「平易な表現」よりも、「わかりやすい表現」の方がいいのではないかというような意見もいただいたところではありますが、今回はそのまま「平易な表現」を使っています。

というのも、複数の自治体で「平易な表現」を使っているというところがあるのと、「わかりやすい表現」というのが、柔らかいのではないかということですが、ここで条文を読まなければいけない人というのは、サービスを提供する側なのかという、サービスを受ける側の方の立場からは、例えば「わかりやすい表現」という方が柔らかいかもしれませんが、提供する側からの視点で言うと、この「平易」という漢字で入ってきたほうが、意味が伝わりやすいかなというような思いもありまして、そのまま採用しているというようなところがあります。

第2項は「手話が独自の文法体系を持つ言語である」ということを追加した部分です。

こちらはもともとの案では、第1項にあったものを全体会の方で説明いたしました。聴覚障害者協会との調整の中で、第2項に独立させて、なおかつ、内容の方も手話言語条例の理念にまでは踏み込まないようなかたちに改めております。説明もそのようなかたちで、「独自の文法体系を持つ言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進に努める」ことを規定しているというようなかたちにしております。

21ページ、こちらは、第2項は「市長と教育委員会の連携について」です。こちら、もともとの意見では、教育のところ、主語を市長と教育委員会にしたいというような意見があったものを、地教行法の中で、市長と教育委員会の役割が明確にわけられていると踏まえて、主語を一緒にするのではなく連携しますということの前段でうたってから、次の教育の方に進むというようなかたちにしたところ、

第2項については、説明のところについては、その連携の規定ですということ、を説明し、こちらの説明会の資料の内容をそのまま書いたようなかたちになります。

条文本文としては29ページ、こちらが最後になります。今回、「助言・あつせんに従わない者を公表できる」とする規定を設けております。こちら説明会の資料のとおりですが、第1項の真ん中あたり、「市長の権限で勧告の内容を公表することとするものです。」という説明になっておりますが、こちら「公表することができる」とするものです。」に、改めさせていただきます。

第2項については、公表する場合の手続きについて規定したものにになります。

32ページ以降に、関連法令等がありまして、こちら今回の改正に伴って追加した説明は黄色くしておりますが、もともとの条例、法律ですとか、条約、そ

れをそのまま引用したものになりますので、こちらで説明は省略させていただきますと思います。説明は以上です。

(会長)

はいありがとうございます。

修正意見等々については、今日、全てということではならないと思いますので、月末までに寄せていただくとして、今の段階で皆さんの方でお目通しいただいて、ここはというところがあればご指摘いただき、市の方でももんでいただきながら、我々の意見、後から出てくる意見とあわせて、私と市の方でおあずかりさせていただいて、最後仕上げていくというかたちにさせていただきたいと思えます。少し時間をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員)

私の方で気になった点だけ申し上げます。

18ページの「医療又はリハビリテーションを提供するとき。」というところの文章の中に、解説の2段落目の2文目になると思うのですが、「また、障害の軽減を図り、自立した生活と社会参加を促進するために不可欠なものでもあります。」という表現のところは、なんかちょっと医学モデルっぽい発想かなっていうふうな印象があって、医療とかリハビリテーションは大事なものは、全く異論はないのですが、「障害を軽減する」ってあたりの表現はちょっと気になりました。

どういう言い方がいいのかという代案をすぐに申し上げられませんが、障害者が自立した生活とか社会参加をするのに、「適切な医療やリハビリテーションを受けることは重要です。」ということが言えればいい場所なのかなとは思ったので、ここの表現の修正はご検討いただければと思いました。

これは、すぐに修正というのはできないと思いますが、追っての議題のところ、小金井市条例施行規則(案)というのがある、ここでの様式も含めて、その案として出している、ゆくゆくは逐条解説に反映されるということになるのでしょうか。

他の法律とかの逐条解説だったりすると、様式定めているところを、逐条解説中に紹介していたりするような文献もあつたりするので、相談を受けて実際に対応する人からすると、逐条解説を見て、施行規則も見て、行ったり来たりするよりは、一覧性があつた方が使い勝手はいいのかなとは思いました。今すぐの修正ということにはならないと思いますが、今後の課題として、議事録に残しておいていただきたいと思います。

(会長)

リハビリテーションのところについては、障害の定義と申しますかね。1の障害の意義のところの「社会モデル」という考え方に基づいていますというのも、逐条解釈としては、明文化しているのも、それとの整合性をとるという意味では、障害の軽減という、実際には医療やリハビリテーションで状態像としてはそういうことになるのがありますが、ここの中に入れる必要はないのではないかと
いうご指摘だと思います。

それから施行規則のことについては、内容というよりも、これを作っていくところのものだと思うので、今後の課題ということで、ご指摘いただいたので、ぜひ我々で共有したいと思います。ありがとうございます。

(事務局)

今のその施行規則なのですけれども、巻末の引用した条文の紹介の手前に、関連規則みたいな形で足しとけば、いい感じになりますかね。

(委員)

一つのやり方としてはあるかと思いますが。施行規則をそのまま載せちゃうという。要するに使う人が、いろんな資料を手に取りながら見るとというのが避けられれば良いと思います。

(事務局)

ご提案の通り、すぐに説明付けるのは難しいと思っているので、取り急ぎ使いやすいように、ここに参考資料で足し込むようなかたちを取らせていただいて、また何か見直しができる機会の際に説明の方は考えたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

また改めて、ご指摘いただくということでよろしいですか。

(委員)

すいません、基本的なことですが、5ページの解説の「障害の意義」で書かれているところのこの「意義」という表現というのは、どう捉えたらいいのかなってというのは、ちょっと考えてしまいました。この辺で皆さんの意見をいただければありがたいなと思っています。「定義」なのか、それとも「捉え方」とか「考え方」ということになるのか、少し疑問に思いました。

(事務局)

ここはもともとの逐条解説にあったのをそのまま使っていますので、制定当時の思いがあるのかなという部分もあって、特に今回いじっていない部分にはなりません。改めて見て、こういうふうな言葉の方が良いのではというのがあれば、そこは直してもいいのかなと思っています。

(会長)

これを前回作ったときに、いらっしゃった委員さんはいますか。

(委員)

ここの議論がそんなにあった記憶はありませんが、仮にここのタイトルを「障害の定義」としたときに、おそらく内容としてはその条文中にある定義ですね。「障害者手帳等の有無にかかわらず」という部分を含めるかどうか。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害で、これが条文中では、障害と総称するとされていますので、「定義」と書くと、この内容がこれを引用するだけということになると思います。この逐条解説の趣旨としては、その背景にある考え方とか、あの社会モデルの紹介、ここにありますが、何て言うのでしょうか、定義よりも、もうちょっと踏み込んだ内容を記載しているところではあるので、個人的にはこの「意義」という表現そのままでもいいのではないかとは思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

日本語力の問題かなって感じもあって。委員のご指摘ということなので、あの前回もそんなにここでもめたということではないとすると、よろしいですか。国語力がないって言っているわけじゃないのですが。

(委員)

聞かせていただきたいのですが、この逐条解説は、ここの差別解消委員会以外の委員が携わっていた経緯もありますので、その委員さんたちには、これを決定する前に周知というか意見を聞くような機会は設けられるのか、それともそれはなく、ここでということになるのか、ちょっとそこだけ気になったものですから、お聞きしたいなと思いました。

(事務局)

一応、事務手続き上は、全体会の際に差別解消委員会の方に提案して決めたいと思っていますということでお話しして、了承を得たのかなとは思っています。

(委員)

逐条解説を作るにあたり、ワーキングチームですごく関わってくださっていた委員さんがいたので、ちょっとそこが気になったので、了解を得た方がよいのではと。特に、委員さんから意見がないということであれば、よろしいかなと思いますが。

(会長)

関わった委員さんとかのご意見からすると、何ていうかな。1週間でどうこうするっていうレベルの話ではなくて、年間かけてやるぐらいのイメージかなあというような理解をしているところです。

条例の見直しも終わったってわけではないというふうに言えば、今回の条例改正のところの作業がものすごくアップテンポというのか、猛ダッシュでやったってところがあって、その次は時間をかけてやりましょうということになりましたので、もし、そういうご意見が出れば、次のときには早めに始めるということで、そこで逐条解釈の方も一緒に検討していく、あるいは早くからご意見をいただいて、差別解消委員会の方で反映させていくっていうことで整理をさせていただくということでもよろしいですかね。他いかがでしょうか。

(委員)

6ページのところの高次脳機能障害のところ、これは全部間違いではないと思いますが、2行目のところで「注意を持続することが難しくなる障がいのことです。」の「がい」はひらがなか漢字か迷いました。

(会長)

これは当事者の会の方から出てきたご意見を貼り付けているからとことですかね。

他は基本的に「害」の漢字を使っていますよね。

(事務局)

こちらは確かに漢字で統一した方がいいのかなと。条例自体が「障害のある人もない人も」という部分が漢字になっているので。

(会長)

検索かけていただいて、もし、ここだけが漢字だとすると、違和感が出ますよね。

(委員)

障害の表記の仕方はかなり意見がわれるところでして、ちょっといろんな考え方があって、整理するのもすごく大変だと認識していますが、「この逐条解説の中ではこういう表記にします。」と、まずは統一することが大事かなと思います。表記は統一していただいた方がいいかと思います。

保険をかけておくのであれば、「その表記はこれで統一しますが、特定の思想に基づくものではない。」というかそういうような注意書きを最初の方に書いておく。確か日弁連のホームページですと、障害の表記では「がい」は、ひらがなで書いていたと思いますが、ちょっと今から調べます。障害の表記について「がい」はひらがなで統一しますという説明ページがホームページ上で1ページ設けられていますので、その表記の仕方は、日弁連のページを参考にさせていただくといいのかなと思います。

(会長)

条例そのものは、これでどうこうできるっていうものではないのですよね。どうこうできる解説の中で、どういう漢字を使うかっていうことだと思います。

委員がおっしゃるように、但し書きを入れて、例えば、条例ではこの字を使っているが、例えば、日弁連のホームページを参考にさせていただいて、逐条解説の方では、ひらがなを使うというので統一するか、あるいは、いろいろ議論があるところですが、条例の文章に合わせて漢字を使うようにするか、2択かなと思います。

(委員)

日弁連のホームページ見つけまして、「「障がい者」等の表記について」というページがありました。

参考までに読み上げると、障害者を害の字をひらがなで書く表現、あるいは漢字で書く表現。表記することについては、それをひらがなで書くことを相当とする意見とか、これを不相当とする意見があり、「そのいずれかに統一することができません。」と。当連合会の文章では、各方面の意見に基づき、「障がい者」の「がい」の字をひらがなでの表記を使用することがありますが、「これに統一するものでもその使用を推奨するものでもありません。」と。これだけ書かれたページがあります。

(会長)

そうすると、「障害の表記については様々な議論がありますが、この条例の解

説については、条例の条文の方に合わせて障害者という漢字表記にさせていただきます。」というように書くのが良いのではと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

よろしいかと思えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、他にもいろいろあろうかと思いますが、月末までにお気づきのところがあれば、自立生活支援課の方にお知らせいただければと思います。

そうしましたら、議題の1は一旦終結ということにさせていただいて、続いて議題の2、差別解消に係る取り組み事例についてということで、これも事務局からお願いいたします。

次第2 議題(2) 差別解消に係る取り組み事例

(事務局)

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例は、平成30年10月1日に施行され、令和3年10月1日で3年が経過することとなり、条例改正を行いました。条例案作成のために、書面開催も含め4回のワーキングにて協議をしていただきました。ご協力、誠にありがとうございました。

差別解消条例の子ども用パンフレットにつきましては、障がい者団体や小金井市地域自立支援協議会の皆様のご意見をいただき、令和4年度に配布するものについて、内容を見直すことができました。

次に、差別解消法及び差別解消条例等についての研修等についてです。

令和3年度は新任職員研修として、差別解消法及び差別解消条例等につきまして、職員課からのガイダンスの後、自立生活支援課職員が講師となり、研修を行いました。毎年度主任・主事約40名に対する服務研修の中でも、差別解消法及び差別解消条例等についての研修を行っているところでしたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、中止とさせていただきます。

また、庁内の障がい者理解促進研修につきましては、「障害者差別解消法について学ぶ」といった内容で企画しておりましたが、同様の理由で中止とさせていただきます。

なお、市民の皆さまに対する障がい理解促進研修につきましても「発達障害を知ろう」という内容の企画でしたが、同様の理由で中止とさせていただきます。

おります。

次に差別解消に係るイベントについてです。

令和3年度障害者週間スペシャルイベントでは、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例制定3年を迎えて」、「共に学び共に生きる社会を考える」というテーマで、講師と対談者に当事者から見た「差別」や「多数派に合わせること」などについてお話いただきました。また、自立支援協議会からも会長及び副会長から、条例改正についての報告をしていただきました。

差別解消条例の子ども向けパンフレットは小学校に配布し、小学校5年生の授業で使っていただいています。

いずれも、令和3年度の差別解消の取り組みとして、紹介させていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

市としての取り組みということでご報告いただきました。議事録等々に残るということでしょうかね。質問等ありますか。

<質問なし>

そうしましたら、議題3、市に寄せられた特定相談ということです。

次第2 議題(3)市に寄せられた特定相談について(報告等)

(事務局)

まず、資料3をご覧ください。差別解消の相談の流れについてのフロー図となります。

説明文の1、2は現行条例第12条の規定、3は第13条の規定、4は第14条の規定、5は第15条の規定、6は第16条の規定となります。

どういう時に差別解消委員会が集まる必要があるのかについては、第15条の規定に基づいて、5の「市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、差別解消委員会に対し、助言・あつせんを行うことについて意見を求めるものとする。」としているところとなります。

また、現行条例第13条第3項第2号に「前2項の申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)」とあります。申し立てる案件は3年までしか遡れない

ことが規定されています。

次に、資料2をご覧ください。障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の改正に伴い、改正後の条例第17条に基づく勧告に従わない者を公表できる規定を新設（改正後の条例第18条関係）することから、公表に必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、令和4年4月1日付けで施行規則を定めます。

差別解消に関する特定相談等については、小金井市障害者差別解消特定相談等に使用する様式を定める要綱により、特定相談記録の様式を定めているところですが、施行規則の制定に伴い、要綱を廃止して施行規則において定めることにしました。

次に、資料4をご覧ください。

特定相談をお受けしたのものにつきまして、令和2年度は6件、令和3年度は3件ございました。個人情報に抵触しない範囲で、その概要を資料4でお出しいたしました。内容につきましては、資料4をお読みいただければと思います。

（会長）

施行規則及びフロー図に基づいて出てきた、寄せられた特定相談の概要と対応の概要ということになって、メインは資料4になるのかなというふうに思いますが、ご意見ご指摘、ご質問等があればよろしく願いいたします。

（事務局）

すみません、事務局から1点確認させていただいてもよろしいでしょうか。

フロー図のところで、相談があった場合に調査をして、あっせんが必要となったときに、必要な助言・あっせんについて差別解消委員会の意見を聞くというかたちになっていますが、現状まだ事例はないような状況があります。

今後、特定相談のことを周知していくに従って、そういう事例も出てくるのかなと思っていますが、そのときに、今は年度末に事例がないので報告というかたちで年に1回集まっていたいただいています。そういう事例があったときに、皆さんにお集まりいただくというような考え方で、皆さん、よろしいかどうかを確認させてください。本来、市が決めることなのかもしれませんが、そういう心づもりでいただいていると大丈夫か、というところの確認をさせていただきたいと思っています。

（会長）

同じ話を昨年度検討しているときにも出て、それは集まるでしょうって話になったかと思っています。

(事務局)

私、昨年出ていなくて、その後の議事録も確認できてなくて申し訳ございません。ということであれば、そのように整理させていただきます。

(会長)

大丈夫です。何で行かなきゃいけないのっていうメンバーではないので。ここもよろしいですか。

(委員)

資料4の特定相談の概要について、ここも今、お話の中に入れてしまってもいいですか。

いろんな事例があるなどと思って見ていましたが。今年度ですね、3件寄せられているっていうところで、障害福祉サービス事業所においてということで、当事者ではない方からの相談ということだったのかなと思いますが。

個人を特定できない、内容がわかってしまわない範囲っていうところがとても難しいと思うのですが、お話しいただける範囲でおしえてください。

「相談者及び不適切な支援を行ったと指摘されるものを双方同席の下協議したところ」というところがあって、相談者の方がどういった立ち位置の方なのかちょっとよくわからないのですが、「同席の下協議」というのが普通なのか、それとも相談者の方が、例えば当事者の方でない場合、通報者みたいなかたちになるとと思いますが、通報者の何か身元が守られるみたいなのがあったりはしないのだろうか、ちょっとだけ心配になりました。お話できる範囲で結構なので、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

通報という話がありましたが、こちら3件とも同じ案件というか、一つの事業所での案件です。

最初、虐待というかたちで通報があった案件です。そのお話を聞いていく中で、「特定相談としても扱ってほしい。」というような話が出ました。

おっしゃる通り、虐待というかたちですと、通報者と会わせるようなことはしません。その情報は伏せなければいけないことになりますので。

あと、難しかったのは本人からではなくその事業所に関わっている、支援する立場の方から通報というか指摘というかたちになります。虐待についてということで話をしていく中で、これは差別としても扱ってほしいというかたちになりました。虐待の場合は通報を受けて確認して指導するというような流れにな

りますが、特定相談というかたちになると、この条例に基づく処理としては、両者建設的な話し合いのもと、調整するというかたちになっています。とはいえ、やはり相談してきた人のことが守れないような状況は避けなければいけないと思っています。といった中で、ご本人に確認したところ、一緒に話してもいいよということだったので、その同意のもとで会っているというのが一つはあります。

それともう一つは、これが虐待にあたるのか、あるいは差別にあたるのかというところが、対象となる方が知的障害のある方で、ご本人がその意思を表示できない。

実際に我々も、そこの現場に様子を見に行っていますが、虐待した、あるいは差別を行っていると言われた職員が支援している日に、見に行っています。

そのときにも利用者の方々がその職員の方々に対しておびえていたりとかいうような様子も見られないですし、一緒に生活をしていると、お風呂に入ったりとか、ご飯を食べたりとかしている様子を見ても、特にそういうのも見られなかったというのがあります。

という中で、指摘を受けている内容についても、それぞれの支援の仕方の考え方の違いというところが結構大きかったので、それぞれ個別でも意見は聞いていますが、両方で「どういう支援だったらいい」というところを確認しないと解決ができないのかなというような部分もありました。それと先ほど言ったようにその本人の意思が確認できないという中で、やはりこれも同席して話ししてもらうしかないのかなというところで、同意を取ったうえで、お話したというような流れです。

(委員)

ありがとうございます。なかなかお話しにくい内容の中、とてもよく説明していただいたと思います。

やはり、当事者の方が意思表示されない、できない状況のときの対応は、すごく難しいなと思いました。

やはり、当事者の方から出たその前年度の令和2年度の方は、当事者の方からの訴えという場合は、すごく見えやすいし、こういうことを受けた側がそう思ったのだからそれは差別だよねというふうに言えるのですが、こう言ったように、当事者ではない方から出てくる、逆に言えば、これこういうふうに思う人がいるということは、それだけ意識が浸透してきたのかなとは思いますが、逆にその難しさというところが浮き彫りになるのかなと感じたので、ちょっと聞いてみたかったなと思いました。

例えば、これを見ると、今後その相談をしたことによって、双方こんなふうに

していったらいいだろうねっていうところで終わったというかたちになっていると思いますが、その後、実際にそれが実施されたかどうかというところの確認っていうのはどうなっていくのかなということもお聞かせいただけますか。

(事務局)

一応そちらについては、その後の職員会議を行って話し合ったというような会議の報告の方を、その事業所からいただいています。

(委員)

ありがとうございます。会議の報告をもって、改善されたというふうに受け取るということですね。

(事務局)

はい、そういうことです。特定相談としてはそういうかたちになりましたが、先ほど申し上げた通り、もともと虐待案件として扱っておりましたので、今回そういうかたちで解決はしましたが、こういうことが起きたということはもともとその支援者同士のコミュニケーションが足りなかったというところは、指摘せざるを得ないところがありましたので、事前によく話し合っただけでこういう問題が起きないようにしてくださいというようなかたちの指導をして終えております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

すごく丁寧に対応していただいたのかなと思います。

やはりこの先ほど、その事業所内の方からっていうことだったので、よっぽど勇気がいったと思いますが、そういうところも取り組んで対応していただけたのかなとは思いますが、やはり難しい案件で、おそらくこれからもこういったように当事者じゃない方から出てくる可能性は高いと思いますので、これからどんどん増えていく、それは逆に意識が浸透していくことにはなると思います。これからも対応の方よろしく願いいたします。

(会長)

例えば、本人じゃなくって支援する側の方が、Aさんという方が、Bさんのやり方っていうのは虐待ではないか、差別ではないかっていうふうに言ったときに、相談した方が、要するに、最初から相談した方が正しくて、指摘された方が駄目なのだっていう、そういう見方はしないっていうことで、ニュートラルに

きちんとヒアリングをしていくってことだけを確認をさせていただきたい
と思います。

(会長)

そうしましたら改めまして、議題4に行きたいと思います。事務局お願いいた
します。

次第2 議題(4) 東京都の事例について

(事務局)

資料5-1、資料5-2及び資料5-3をご覧ください。

東京都の事例をご用意いたしました。

資料5-1は、資料5-2と資料5-3の概要版で、本日議題にした方がよい
のではと思うものを抜粋させていただきました。

資料6は東京都の「相談事例集の発行について」です。

本日、机上に配布させていただきました障害者差別解消に関する相談事例集
は、東京都より、令和3年3月に発行されたものです。平成30年10月から
令和2年3月までに受け付けた事例をもとに、16件の事例が掲載されていま
す。

なお、資料5、資料6は東京都の資料であり、小金井市のものではありません
ので、詳細について情報がなくお答えできませんので、あらかじめご了承く
ださい。

(会長)

資料の5-1は、いわば目次みたいなもので、5-2がその内容で、5-3も
その内容という、関係構造でいいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

本日議題にした方がよいのではないかと思うものの抜粋して下さったって
いうことなのですが、どういう議題ですか。

都の相談事例をここで議題にするって難しいかなと思っていて、事務局にこ
れどうなっていますかって質問しても答えようがないのではないかなと思いま
すが。

(事務局)

はい、すいません。こちら東京都のものは東京都の権利擁護センターの方に寄せられた事例で広域相談支援専門員さんが対応した事例ということですが、行政分野のもの等を皆さんと共有した方がいいようなものを概要版の方に載せさせていただきます。

何かご意見等ありましたら、議題にさせていただければなと思って、出させていただきました。

(委員)

東京都の広域支援相談員さんは、結構いろんな事例対応されているのかなと思います。思いつきですが、この障害者差別解消委員会に呼んで、何か一緒に勉強会とか事例検討会とかはできるものなのですか。もし何かそういうのができたら、面白いかなと思いました。

(会長)

それは多分このメンバーじゃないけど、ぜひ参加したいっていう人が結構いるのではないかと思います。

どうでしょう、これ議題にさせていただいた中でのご意見とか要望とかたちで、すぐにやれるかどうかは別にして、ちょっと事務局の方で引き取っていただけたらいいかと思います。

(事務局)

こういった協議会で研修とかたちでそういうのを行っている事例があります。ただ今おっしゃられたとおり、すぐにできることではないというところが、やはり予算のことですとか年間の計画ですとかっていうのがありますので、これは、今後参考にさせていただきたいと思います。私もちょっと今思ったところでは、障害者週間のイベント等の講演の内容で、そういうのを取り入れてもらうとかっていうこともあるかなと。そういったイベント、あるいはこの協議会の中での研修を含めて、今後の参考にさせていただきたいと思います。

(会長)

はい、では情報提供いただいたということで、ありがとうございます。

次第2 議題(5) その他

(会長)

議題5その他になります。皆さんの方から何かございますか。

(委員)

私は権利擁護センターから出させていただいております。

来年度に向けて市の方でも準備をしているかと思いますが、成年後見制度の関連で、中核機関の受託に向けて準備をしているところです。

任意後見制度等を進めていきたいと思いますとか、専門家の後見人の方や親族後見人の方の支援とか、そういったところに力を入れていくということで、現在の準備をこれからやっていかなければならないというふうなところにきております。自己決定支援とかですね、そういったところにも我々も何回も勉強会とか、学習会に参加させていただいております。そういったものが始まるということで皆さんに一応、ご承知いただければと思います。

(会長)

そのほかいかがですか。よろしいですか。

<意見なし>

次第3 閉会

(会長)

そうしましたら、皆様のご協力をいただき、終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。

【追記】

令和4年3月24日(木)に委員より追加意見がありましたので、参考に追記します。

次第2 議題(2)差別解消に係る取り組み事例

(委員)

障害者週間について、子どもと障がいのある人が触れ合えるような企画が良いと思います。身近にいる障がいのある人がどういう思いをしているかがわかる企画であると良いです。例えば、電動車椅子に健常者が乗って、体験をする等の企画が考えられると思います。パラスポーツなどを紹介し、健常者に体験してもらうなどのイベントもありますが、パラリンピアンがやっていることは、運動技術的にすごいレベルのことで、もともと普通の人ができるものではないので、障がいの理解とは違う次元のものになってしまいます。体験イベントをするのであれば、競技用のかっこいいものではなく、障害者が日常生活で使っているも

のを使用し、日常生活の困難さを体験してもらったほうが、障がいの理解につながると思います。

次第2 議題(3)市に寄せられた特定相談について（報告等）

（委員）

今回のケースは、意思表示ができない方に代わり、支援者が相談したものだと思いますが、意思表示できる方のケースでも「お世話になっている」「恥ずかしい」など、気持ち的な理由で相談できない方がいると思うので、第三者が代わって相談することはいいことだと思います。今回のケースのように、第三者がよく見ていてくれて、当事者にとって助かる場合もあると思いました。

当事者が相談できるように、当事者自身を教育（支援）することも必要ではないかと思いました。